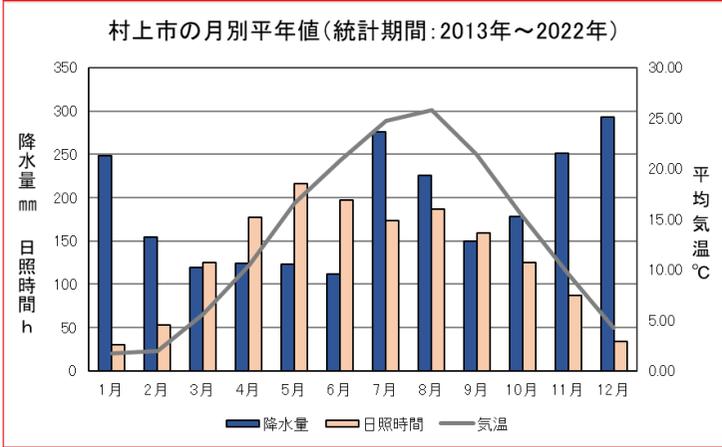


村上市国民保護計画（変更案）（新旧対照表）

変更後	現行												
<p>目次</p> <p>第1編 総論</p> <p>第4章 村上市の地理的、社会的特徴</p> <p style="padding-left: 20px;">1 <u>地理的条件と道路</u></p> <p style="padding-left: 20px;">2 <u>気候・気象</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(削除)</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>3</u> 人口と世帯の動向</p> <p>第2編 平素からの備え<u>等</u>予防に関する計画</p> <p>第7章 <u>市国民保護計画で定めるべき事項</u></p> <p>第3編 <u>武力攻撃事態等への対処に関する計画</u></p> <p><u>第1章 初動連絡体制の迅速な確率及び初動措置</u></p> <p>第4編 復旧<u>に関する計画</u>等</p> <p>第5編 緊急対処事態への対処</p>	<p>目次</p> <p>第1編 総論</p> <p>第4章 村上市の地理的、社会的特徴</p> <p style="padding-left: 20px;">1 <u>広域的位置づけと地理的条件</u></p> <p style="padding-left: 20px;">2 <u>自然的条件</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>3 歴史、市の変遷</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>4</u> 人口と世帯の動向</p> <p>第2編 平素からの備え<u>や</u>予防に関する計画</p> <p>第7章 <u>備蓄、供給体制の整備における留意事項</u></p> <p>第3編 <u>第1章 初動連絡体制の迅速な確率及び初動措置</u></p> <p>第4編 復旧<u>等</u></p> <p>第5編 緊急対処事態への対処</p>												
<p>第1編 総論</p> <p>第1章 計画作成の趣旨</p> <p style="padding-left: 20px;">2 市国民保護計画の構成</p> <p style="padding-left: 40px;">市国民保護計画は、以下の各編により構成する。</p> <p style="padding-left: 60px;">第1編 総論</p> <p style="padding-left: 60px;">第2編 平素からの備え<u>等</u>予防に関する計画</p> <p style="padding-left: 60px;">第3編 武力攻撃事態等への対処に関する計画</p> <p style="padding-left: 60px;">第4編 復旧に関する計画等</p> <p style="padding-left: 60px;">第5編 緊急対処事態<u>への</u>対処</p> <p>資料編</p>	<p>第1編 総論</p> <p>第1章 計画作成の趣旨</p> <p style="padding-left: 20px;">2 市国民保護計画の構成</p> <p style="padding-left: 40px;">市国民保護計画は、以下の各編により構成する。</p> <p style="padding-left: 60px;">第1編 総論</p> <p style="padding-left: 60px;">第2編 平素からの備え<u>や</u>予防に関する計画</p> <p style="padding-left: 60px;">第3編 武力攻撃事態等への対処に関する計画</p> <p style="padding-left: 60px;">第4編 復旧に関する計画等</p> <p style="padding-left: 60px;">第5編 緊急対処事態<u>における</u>対処</p> <p>資料編</p>												
<p>5 用語の定義</p> <p style="padding-left: 20px;">この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>■計画関連</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">用語</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対処基本方針</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■武力攻撃関連</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">用語</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武力攻撃</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意義	対処基本方針	(略)	用語	意義	武力攻撃	(略)	<p>5 用語の定義</p> <p style="padding-left: 20px;">この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>■計画関連</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">対処基本方針</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■武力攻撃関連</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">武力攻撃</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対処基本方針	(略)	武力攻撃	(略)
用語	意義												
対処基本方針	(略)												
用語	意義												
武力攻撃	(略)												
対処基本方針	(略)												
武力攻撃	(略)												

変更後	現行																																																		
<p>■避難・救援関連</p> <table border="1" data-bbox="302 225 1104 300"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要避難地域</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■関係機関・施設関連</p> <table border="1" data-bbox="302 336 1104 411"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定行政機関</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意義	要避難地域	(略)	用語	意義	指定行政機関	(略)	<p>■避難・救援関連</p> <table border="1" data-bbox="1146 225 1948 264"> <tbody> <tr> <td>要避難地域</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■関係機関・施設関連</p> <table border="1" data-bbox="1146 336 1948 376"> <tbody> <tr> <td>指定行政機関</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	要避難地域	(略)	指定行政機関	(略)																																						
用語	意義																																																		
要避難地域	(略)																																																		
用語	意義																																																		
指定行政機関	(略)																																																		
要避難地域	(略)																																																		
指定行政機関	(略)																																																		
<p>第2章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>1 基本方針</p> <p>(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。</p> <p>※【外国人への国民保護措置の適用】 <u>憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。</u></p>	<p>第2章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>1 基本方針</p> <p>(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。</p>																																																		
<p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>2 各機関の事務又は業務の大綱</p> <p>関係機関の連絡先</p> <p>■県関係</p> <table border="1" data-bbox="293 1007 1104 1382"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当部署</th> <th>所在地</th> <th>電話・FAX</th> <th>その他の連絡方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県防災局</td> <td>危機対策課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新潟県防災局</td> <td>消防課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>村上地域振興局</td> <td>地域整備部</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法	新潟県防災局	危機対策課	(略)	(略)	(略)	新潟県防災局	消防課	(略)	(略)	(略)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	村上地域振興局	地域整備部	(略)	(略)	(略)	<p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>2 各機関の事務又は業務の大綱</p> <p>関係機関の連絡先</p> <p>■県関係</p> <table border="1" data-bbox="1137 1007 1948 1382"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当部署</th> <th>所在地</th> <th>電話・FAX</th> <th>その他の連絡方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県防災局</td> <td>危機対策課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新潟県防災局</td> <td>消防課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>村上地域振興局</u></td> <td><u>企画振興部</u></td> <td><u>村上市田端町6-25</u></td> <td><u>TEL : 0254-52-7920</u> <u>FAX : 0254-52-1316</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>村上地域振興局</td> <td>地域整備部</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法	新潟県防災局	危機対策課	(略)	(略)	(略)	新潟県防災局	消防課	(略)	(略)	(略)	<u>村上地域振興局</u>	<u>企画振興部</u>	<u>村上市田端町6-25</u>	<u>TEL : 0254-52-7920</u> <u>FAX : 0254-52-1316</u>		村上地域振興局	地域整備部	(略)	(略)	(略)
名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法																																															
新潟県防災局	危機対策課	(略)	(略)	(略)																																															
新潟県防災局	消防課	(略)	(略)	(略)																																															
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																															
村上地域振興局	地域整備部	(略)	(略)	(略)																																															
名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法																																															
新潟県防災局	危機対策課	(略)	(略)	(略)																																															
新潟県防災局	消防課	(略)	(略)	(略)																																															
<u>村上地域振興局</u>	<u>企画振興部</u>	<u>村上市田端町6-25</u>	<u>TEL : 0254-52-7920</u> <u>FAX : 0254-52-1316</u>																																																
村上地域振興局	地域整備部	(略)	(略)	(略)																																															

変更後					現行				
■その他の機関					■その他の機関				
名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法	名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
神林商工会		村上市 <u>岩船駅前</u> 50-14	TEL : 0254-66-7408		神林商工会		村上市 <u>今宿</u> 50-14	TEL : 0254-66-7408	
<p>第4章 村上市の地理的、社会的特徴</p> <p>1 <u>地理的条件と道路</u></p> <p>村上市は、新潟県の北端に位置し、<u>北から北東は山形県鶴岡市、西は関川村、南は胎内市と接し、西は日本海に面し、離島の粟島浦村と航路でつながっている。</u></p> <p>村上市の面積は約 <u>1,174.17 平方キロメートル</u> で新潟県の総面積 (12,583.48 平方キロメートル) のおよそ 9.3% を占めている。また、50km にもおよぶ海岸線を有し、その中核として、特定地域振興重要港湾岩船港が地域産業や観光振興など地域の重要拠点としてその役割を担っている。</p> <p><u>地質的には沖積平坦地と山間部洪積地で構成されており、平地は飯豊朝日山系に源を發する荒川・三面川・石川流域に広がっている。集落は河川流域に集中しているほか、朝日山塊が直接日本海に迫る三面川河口以北の海岸線に分布している。特に、この三本の河川流域は肥沃な水田として市の農業生産活動の基盤となっている。</u></p> <p>主要道路としては、国道7号、国道113号、国道290号、国道345号が<u>市内</u>を縦横に走っており、これに主要県道や一般県道などが交差している。また、日本海沿岸東北自動車道の<u>朝日～温海</u>間の整備が着工されているほか、地域高規格道路として新潟山形南部連絡道路が計画され一部<u>着工</u>されている。</p>					<p>第4章 村上市の地理的、社会的特徴</p> <p>1 <u>広域的位置づけと地理的条件</u></p> <p>村上市は、新潟県の北端に位置し、<u>山形県と境を接しており、旧市町村でいう村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町の1市2町2村からなっている。</u></p> <p><u>近傍には胎内市、山形県鶴岡市があり、経済圏の一部として交流もある。</u></p> <p>村上市の面積は約 <u>1,174.24 平方キロメートル</u> で新潟県の総面積 (12,583.48 平方キロメートル) のおよそ 9.3% を占めている。また、50km にもおよぶ海岸線を有し、その中核として、特定地域振興重要港湾岩船港が地域産業や観光振興など地域の重要拠点としてその役割を担っている。</p> <p>主要道路としては、国道7号、国道113号、国道290号、国道345号が<u>新市内</u>を縦横に走っており、これに主要県道や一般県道などが交差している。また、日本海沿岸東北自動車道の<u>胎内・荒川～朝日</u>間の整備が着工されているほか、地域高規格道路として新潟山形南部連絡道路が計画され一部<u>事業化</u>されている。</p>				

変更後	現行
<p>2 気候・気象</p> <p><u>村上市の気候は</u>、日本海型の気象区分に属し、四季の移り変わりがはっきりしているとともに、冬季は、西高東低の冬型の気圧配置が続き、シベリアからの季節風がもたらす雪は、時として日常生活や産業活動に悪影響を与えることもあるが、そうした反面、豊かな水資源となり、生活や産業活動に欠かせない重要な資源となっている。</p> 	<p>2 自然条件</p> <p><u>村上市は</u>、地質的には沖積平坦地と山間部洪積地で構成されており、平地は飯豊朝日山系に源を発する荒川・三面川・石川流域に広がっている。<u>集落は河川流域に集中しているほか、朝日山塊が直接日本海に迫る三面川河口以北の海岸線に分布している。特に、この三本の河川流域は肥沃な水田として市の農業生産活動の基盤となっている。</u></p> <p><u>気候は</u>日本海型の気象区分に属し、四季の移り変わりがはっきりしているとともに、冬季は、西高東低の冬型の気圧配置が続き、シベリアからの季節風がもたらす雪は、時として日常生活や産業活動に悪影響を与えることもあるが、そうした反面、豊かな水資源となり、生活や産業活動に欠かせない重要な資源となっている。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>3 <u>歴史、市の変遷等</u></p> <p><u>村上市では、今からおよそ2万年前の後期旧石器時代の石器が発見されている。浦田山古墳群の遺跡から6世紀には朝鮮半島を含む広い地域との文化的交流があったと考えられる。また、磐舟柵等の資料から、古代7世紀半ばには中央政府の支配下にあったとされている。その後、9世紀には仏教がこの地域に浸透し、12世紀には鎌倉時代の有力な武士が幕府官吏として移住し、その影響を強く受けた。戦国時代には本庄氏、色部氏、上杉氏当の支配の影響を受けたが、江戸時代に入るとめまぐるしく支配者が変わった。</u></p> <p><u>その後、明治4年の廃藩置県、明治22年市町村制施行により現在の基本的枠組みが成立し、関係市町村の1市2町2村は昭和30年前後の合併を経て、平成20年4月の新設合併によって村上市が誕生した。</u></p>

変更後	現行																																																																																																		
<p>3 人口と世帯の動向 (1) 人口の推移 <u>2020年(令和2年)の国勢調査による市の地区別人口は57,418人で2000年(平成12年)から20年間で約22.3%の減少となっている。</u></p> <p>表 人口の推移(国勢調査) 単位:人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2000年(H12)</th> <th>2005年(H17)</th> <th>2010年(H22)</th> <th>2015年(H27)</th> <th>2020年(R2)</th> <th>R2/H12増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>村上地域</td><td>31,758</td><td>30,685</td><td>29,186</td><td>28,009</td><td>26,024</td><td>-18.1%</td></tr> <tr><td>荒川地域</td><td>11,555</td><td>11,105</td><td>10,678</td><td>10,231</td><td>9,585</td><td>-17.0%</td></tr> <tr><td>神林地域</td><td>10,625</td><td>10,135</td><td>9,385</td><td>8,782</td><td>8,133</td><td>-23.5%</td></tr> <tr><td>朝日地域</td><td>12,125</td><td>11,489</td><td>10,621</td><td>9,617</td><td>8,604</td><td>-29.0%</td></tr> <tr><td>山北地域</td><td>7,839</td><td>7,291</td><td>6,557</td><td>5,803</td><td>5,072</td><td>-35.3%</td></tr> <tr><td>合計</td><td>73,902</td><td>70,705</td><td>66,427</td><td>62,442</td><td>57,418</td><td>-22.3%</td></tr> </tbody> </table>		2000年(H12)	2005年(H17)	2010年(H22)	2015年(H27)	2020年(R2)	R2/H12増減率	村上地域	31,758	30,685	29,186	28,009	26,024	-18.1%	荒川地域	11,555	11,105	10,678	10,231	9,585	-17.0%	神林地域	10,625	10,135	9,385	8,782	8,133	-23.5%	朝日地域	12,125	11,489	10,621	9,617	8,604	-29.0%	山北地域	7,839	7,291	6,557	5,803	5,072	-35.3%	合計	73,902	70,705	66,427	62,442	57,418	-22.3%	<p>4 人口と世帯の動向 (1) 人口の推移 <u>2010年(平成22年)の国勢調査による構成市町村の人口は66,427人で1990年(平成2年)から20年間で約13%の減少率となっている。特に、山北地区では減少率が約25%と高い状態にあります。</u></p> <p>表 人口の推移(国勢調査) 単位:人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1990年(H2)</th> <th>1995年(H7)</th> <th>2000年(H12)</th> <th>2005年(H17)</th> <th>2010年(H22)</th> <th>H22/H2増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>村上地域</td><td>32,171</td><td>31,938</td><td>31,758</td><td>30,685</td><td>29,186</td><td>-9.3%</td></tr> <tr><td>荒川地域</td><td>11,353</td><td>11,596</td><td>11,555</td><td>11,105</td><td>10,678</td><td>-5.9%</td></tr> <tr><td>神林地域</td><td>11,277</td><td>10,989</td><td>10,625</td><td>10,135</td><td>9,385</td><td>-16.8%</td></tr> <tr><td>朝日地域</td><td>13,014</td><td>12,837</td><td>12,125</td><td>11,489</td><td>10,621</td><td>-18.4%</td></tr> <tr><td>山北地域</td><td>8,696</td><td>8,231</td><td>7,839</td><td>7,291</td><td>6,557</td><td>-24.6%</td></tr> <tr><td>合計</td><td>76,511</td><td>75,591</td><td>73,902</td><td>70,705</td><td>66,427</td><td>-13.1%</td></tr> </tbody> </table>		1990年(H2)	1995年(H7)	2000年(H12)	2005年(H17)	2010年(H22)	H22/H2増減率	村上地域	32,171	31,938	31,758	30,685	29,186	-9.3%	荒川地域	11,353	11,596	11,555	11,105	10,678	-5.9%	神林地域	11,277	10,989	10,625	10,135	9,385	-16.8%	朝日地域	13,014	12,837	12,125	11,489	10,621	-18.4%	山北地域	8,696	8,231	7,839	7,291	6,557	-24.6%	合計	76,511	75,591	73,902	70,705	66,427	-13.1%
	2000年(H12)	2005年(H17)	2010年(H22)	2015年(H27)	2020年(R2)	R2/H12増減率																																																																																													
村上地域	31,758	30,685	29,186	28,009	26,024	-18.1%																																																																																													
荒川地域	11,555	11,105	10,678	10,231	9,585	-17.0%																																																																																													
神林地域	10,625	10,135	9,385	8,782	8,133	-23.5%																																																																																													
朝日地域	12,125	11,489	10,621	9,617	8,604	-29.0%																																																																																													
山北地域	7,839	7,291	6,557	5,803	5,072	-35.3%																																																																																													
合計	73,902	70,705	66,427	62,442	57,418	-22.3%																																																																																													
	1990年(H2)	1995年(H7)	2000年(H12)	2005年(H17)	2010年(H22)	H22/H2増減率																																																																																													
村上地域	32,171	31,938	31,758	30,685	29,186	-9.3%																																																																																													
荒川地域	11,353	11,596	11,555	11,105	10,678	-5.9%																																																																																													
神林地域	11,277	10,989	10,625	10,135	9,385	-16.8%																																																																																													
朝日地域	13,014	12,837	12,125	11,489	10,621	-18.4%																																																																																													
山北地域	8,696	8,231	7,839	7,291	6,557	-24.6%																																																																																													
合計	76,511	75,591	73,902	70,705	66,427	-13.1%																																																																																													
<p>(2) 世帯数の推移 <u>2020年(令和2年)の国勢調査による市の地区別世帯数は21,549世帯で2000年(平成12年)から20年間で約3.4%の減少となっている。</u></p> <p>表 世帯数の推移(国勢調査) 単位:世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2000年(H12)</th> <th>2005年(H17)</th> <th>2010年(H22)</th> <th>2015年(H27)</th> <th>2020年(R2)</th> <th>R2/H12増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>村上地域</td><td>10,768</td><td>10,774</td><td>10,655</td><td>10,938</td><td>10,565</td><td>-1.9%</td></tr> <tr><td>荒川地域</td><td>3,311</td><td>3,454</td><td>3,509</td><td>3,513</td><td>3,564</td><td>7.6%</td></tr> <tr><td>神林地域</td><td>2,638</td><td>2,644</td><td>2,631</td><td>2,660</td><td>2,621</td><td>-0.6%</td></tr> <tr><td>朝日地域</td><td>3,080</td><td>3,029</td><td>2,973</td><td>2,861</td><td>2,814</td><td>-8.6%</td></tr> <tr><td>山北地域</td><td>2,503</td><td>2,420</td><td>2,290</td><td>2,166</td><td>1,985</td><td>-20.7%</td></tr> <tr><td>合計</td><td>22,300</td><td>22,321</td><td>22,058</td><td>22,138</td><td>21,549</td><td>-3.4%</td></tr> </tbody> </table>		2000年(H12)	2005年(H17)	2010年(H22)	2015年(H27)	2020年(R2)	R2/H12増減率	村上地域	10,768	10,774	10,655	10,938	10,565	-1.9%	荒川地域	3,311	3,454	3,509	3,513	3,564	7.6%	神林地域	2,638	2,644	2,631	2,660	2,621	-0.6%	朝日地域	3,080	3,029	2,973	2,861	2,814	-8.6%	山北地域	2,503	2,420	2,290	2,166	1,985	-20.7%	合計	22,300	22,321	22,058	22,138	21,549	-3.4%	<p>(2) 世帯数の推移 <u>2010年(平成22年)の国勢調査による本圏域の世帯数は22,058世帯で1990年(平成2年)から20年間でおよそ6%の増加となっています。一方、1世帯平均では3.0人と20年前よりおおよそ0.7人減っています。人口が減少してきている一方で、世帯数が増えており、核家族化の傾向が顕著になっています。</u></p> <p>表 世帯数の推移(国勢調査) 単位:世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1990年(H2)</th> <th>1995年(H7)</th> <th>2000年(H12)</th> <th>2005年(H17)</th> <th>2010年(H22)</th> <th>H22/H2増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>村上地域</td><td>9,786</td><td>10,192</td><td>10,768</td><td>10,774</td><td>10,655</td><td>8.9%</td></tr> <tr><td>荒川地域</td><td>2,947</td><td>3,138</td><td>3,311</td><td>3,454</td><td>3,509</td><td>19.1%</td></tr> <tr><td>神林地域</td><td>2,518</td><td>2,531</td><td>2,638</td><td>2,644</td><td>2,631</td><td>4.5%</td></tr> <tr><td>朝日地域</td><td>3,064</td><td>3,223</td><td>3,080</td><td>3,029</td><td>2,973</td><td>-3.0%</td></tr> <tr><td>山北地域</td><td>2,570</td><td>2,528</td><td>2,503</td><td>2,420</td><td>2,290</td><td>-10.9%</td></tr> <tr><td>合計</td><td>20,885</td><td>21,612</td><td>22,300</td><td>22,321</td><td>22,058</td><td>5.6%</td></tr> </tbody> </table>		1990年(H2)	1995年(H7)	2000年(H12)	2005年(H17)	2010年(H22)	H22/H2増減率	村上地域	9,786	10,192	10,768	10,774	10,655	8.9%	荒川地域	2,947	3,138	3,311	3,454	3,509	19.1%	神林地域	2,518	2,531	2,638	2,644	2,631	4.5%	朝日地域	3,064	3,223	3,080	3,029	2,973	-3.0%	山北地域	2,570	2,528	2,503	2,420	2,290	-10.9%	合計	20,885	21,612	22,300	22,321	22,058	5.6%
	2000年(H12)	2005年(H17)	2010年(H22)	2015年(H27)	2020年(R2)	R2/H12増減率																																																																																													
村上地域	10,768	10,774	10,655	10,938	10,565	-1.9%																																																																																													
荒川地域	3,311	3,454	3,509	3,513	3,564	7.6%																																																																																													
神林地域	2,638	2,644	2,631	2,660	2,621	-0.6%																																																																																													
朝日地域	3,080	3,029	2,973	2,861	2,814	-8.6%																																																																																													
山北地域	2,503	2,420	2,290	2,166	1,985	-20.7%																																																																																													
合計	22,300	22,321	22,058	22,138	21,549	-3.4%																																																																																													
	1990年(H2)	1995年(H7)	2000年(H12)	2005年(H17)	2010年(H22)	H22/H2増減率																																																																																													
村上地域	9,786	10,192	10,768	10,774	10,655	8.9%																																																																																													
荒川地域	2,947	3,138	3,311	3,454	3,509	19.1%																																																																																													
神林地域	2,518	2,531	2,638	2,644	2,631	4.5%																																																																																													
朝日地域	3,064	3,223	3,080	3,029	2,973	-3.0%																																																																																													
山北地域	2,570	2,528	2,503	2,420	2,290	-10.9%																																																																																													
合計	20,885	21,612	22,300	22,321	22,058	5.6%																																																																																													
<p><u>(削除)</u></p>	<p>(3) 人口推計 <u>2005年(平成17年)及び2010年(平成22年)の国勢調査結果をもとに、年齢別5歳階級ごとの人口の動向を踏まえ、今後の本圏域の将来人口を予測した結果は以下のとおりです。2030年(平成42年)までに、今後人口の社会移動がないとした場合の人口減少率は約26%となります。年齢3区分別にみると、圏域全体では、年少人口(15歳未満)の減少率は約48%、生産年齢人口(15~65歳)の減少率は約34%と大きく、高齢者人口(65歳以上)はほとんど変わらない結果となっている。</u></p>																																																																																																		

変更後	現行																																																								
	<p>表 人口の推移（平成 17 年の国勢調査に基づく人口推計） 単位：人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005 年 (H17)</th> <th>2010 年 (H22)</th> <th>2015 年 (H27)</th> <th>2020 年 (H32)</th> <th>2025 年 (H37)</th> <th>2030 年 (H42)</th> <th>H22/H42 増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村上地域</td> <td>30,685</td> <td>29,186</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>荒川地域</td> <td>11,105</td> <td>10,678</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>神林地域</td> <td>10,135</td> <td>9,385</td> <td>61,975</td> <td>57,730</td> <td>53,404</td> <td>49,156</td> <td>-26.0'</td> </tr> <tr> <td>朝日地域</td> <td>11,489</td> <td>10,621</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>山北地域</td> <td>7,291</td> <td>6,557</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>70,705</td> <td>66,427</td> <td>61,975</td> <td>57,730</td> <td>53,404</td> <td>49,156</td> <td>-26.0'</td> </tr> </tbody> </table>		2005 年 (H17)	2010 年 (H22)	2015 年 (H27)	2020 年 (H32)	2025 年 (H37)	2030 年 (H42)	H22/H42 増減率	村上地域	30,685	29,186						荒川地域	11,105	10,678						神林地域	10,135	9,385	61,975	57,730	53,404	49,156	-26.0'	朝日地域	11,489	10,621						山北地域	7,291	6,557						合計	70,705	66,427	61,975	57,730	53,404	49,156	-26.0'
	2005 年 (H17)	2010 年 (H22)	2015 年 (H27)	2020 年 (H32)	2025 年 (H37)	2030 年 (H42)	H22/H42 増減率																																																		
村上地域	30,685	29,186																																																							
荒川地域	11,105	10,678																																																							
神林地域	10,135	9,385	61,975	57,730	53,404	49,156	-26.0'																																																		
朝日地域	11,489	10,621																																																							
山北地域	7,291	6,557																																																							
合計	70,705	66,427	61,975	57,730	53,404	49,156	-26.0'																																																		
<p>第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態の類型</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態の類型</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">武力攻撃事態の類型</td> <td>着上陸侵攻</td> <td>地上部隊が上陸する攻撃。対処措置の範囲が広範囲で、期間も長期に及ぶと予想される。</td> </tr> <tr> <td>ゲリラ・特殊部隊による攻撃</td> <td>少人数のグループが行動を秘匿して行う攻撃。事前の活動を予測・察知することが困難である。</td> </tr> <tr> <td>弾道ミサイル攻撃</td> <td>発射後、短時間で着弾することが予想され、また、攻撃目標を特定することが困難である。</td> </tr> <tr> <td>航空攻撃</td> <td>航空機による爆撃で、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難で、避難措置を広範囲に指示する必要がある。</td> </tr> </table>	武力攻撃事態の類型	着上陸侵攻	地上部隊が上陸する攻撃。対処措置の範囲が広範囲で、期間も長期に及ぶと予想される。	ゲリラ・特殊部隊による攻撃	少人数のグループが行動を秘匿して行う攻撃。事前の活動を予測・察知することが困難である。	弾道ミサイル攻撃	発射後、短時間で着弾することが予想され、また、攻撃目標を特定することが困難である。	航空攻撃	航空機による爆撃で、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難で、避難措置を広範囲に指示する必要がある。																																															
武力攻撃事態の類型	着上陸侵攻		地上部隊が上陸する攻撃。対処措置の範囲が広範囲で、期間も長期に及ぶと予想される。																																																						
	ゲリラ・特殊部隊による攻撃		少人数のグループが行動を秘匿して行う攻撃。事前の活動を予測・察知することが困難である。																																																						
	弾道ミサイル攻撃		発射後、短時間で着弾することが予想され、また、攻撃目標を特定することが困難である。																																																						
	航空攻撃	航空機による爆撃で、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難で、避難措置を広範囲に指示する必要がある。																																																							
<p>2 緊急対処事態の類型</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>2 緊急対処事態の類型</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">緊急対処事態（大規模テロ）の類型</td> <td>原子力事業所の破壊、石油コンビナート爆破など、危険性を内在する物資を有する施設などに対する攻撃。</td> </tr> <tr> <td>大規模集客施設やターミナル駅、列車の爆破など、多数の人が集合する施設や大量輸送機関などに対する攻撃。</td> </tr> <tr> <td>放射性物資や生物剤、化学剤の大量散布など、多数の人を殺傷する特性を有する物資などによる攻撃。</td> </tr> <tr> <td>航空機による自爆テロなど、破壊の手段として交通機関を用いた攻撃。</td> </tr> </table>	緊急対処事態（大規模テロ）の類型	原子力事業所の破壊、石油コンビナート爆破など、危険性を内在する物資を有する施設などに対する攻撃。	大規模集客施設やターミナル駅、列車の爆破など、多数の人が集合する施設や大量輸送機関などに対する攻撃。	放射性物資や生物剤、化学剤の大量散布など、多数の人を殺傷する特性を有する物資などによる攻撃。	航空機による自爆テロなど、破壊の手段として交通機関を用いた攻撃。																																																			
緊急対処事態（大規模テロ）の類型	原子力事業所の破壊、石油コンビナート爆破など、危険性を内在する物資を有する施設などに対する攻撃。																																																								
	大規模集客施設やターミナル駅、列車の爆破など、多数の人が集合する施設や大量輸送機関などに対する攻撃。																																																								
	放射性物資や生物剤、化学剤の大量散布など、多数の人を殺傷する特性を有する物資などによる攻撃。																																																								
	航空機による自爆テロなど、破壊の手段として交通機関を用いた攻撃。																																																								
<p>(3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</p> <p>ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散、炭そ菌等生物剤の大量散布、サリン等化学剤の大量散布、水源地の毒素の混入、といった事態例がこれにあたり、NBC（N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器）兵器が用いられた場合の対処については、特別な留意が必要である。</p>	<p>(3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</p> <p>ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等に爆発による放射能の拡散、炭そ菌等生物剤の大量散布、サリン等化学剤の大量散布、水源地の毒素の混入、といった事態例がこれにあたり、NBC（N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器）兵器が用いられた場合の対処については、特別な留意が必要である。</p>																																																								
<p>第 2 編 平素からの備え等予防に関する計画</p> <p>1 市における組織・体制の整備</p> <p>(1) 市の各課における平素の業務</p> <p>市の各課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。</p>	<p>第 2 編 平素からの備えや予防に関する計画</p> <p>1 市における組織・体制の整備</p> <p>(1) 市の各部局における平素の業務</p> <p>市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。</p>																																																								

変更後		現行	
■市の各課における平素の業務		■市の各部局における平素の業務	
課名	平素の業務	部局名	平素の業務
<u>総務課</u> <u>企画戦略課</u> <u>議会事務局</u>	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護協議会の運営に関する事 市国民保護対策本部に関する事 避難実施要領の策定に関する事 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄に関する事 国民保護措置についての研修・訓練に関する事 安否情報及び被災情報の収集・提供体制の整備に関する事 特殊標章等の交付等に関する事 国民保護に関する普及及び啓発に関する事 24時間即応体制の確保に関する事 非常通信体制の整備に関する事 <u>データ通信網の機能確保に関する事</u> <u>住民に対する警報・避難の指示、緊急通報の内容の伝達及び広報体制の整備に関する事</u> <u>議会の運営及び議員の連絡調整に関する事</u> 	<u>総務部</u>	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護協議会の運営に関する事 市国民保護対策本部に関する事 避難実施要領の策定に関する事 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄に関する事 国民保護措置についての研修・訓練に関する事 安否情報及び被災情報の収集・提供体制の整備に関する事 特殊標章等の交付等に関する事 国民保護に関する普及及び啓発に関する事 24時間即応体制の確保に関する事 非常通信体制の整備に関する事
<u>福祉課</u> <u>介護高齢課</u> <u>こども課</u> <u>保健医療課</u> <u>財政課</u> <u>選管事務局・監査事務局</u>	<ul style="list-style-type: none"> 避難施設の運営体制の整備に関する事 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 救援物資の輸送に関する事 国民保護に係るボランティア等の支援及び総合調整に関する事 	<u>福祉保健部</u>	<ul style="list-style-type: none"> 避難施設の運営体制の整備に関する事 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 救援物資の輸送に関する事 国民保護に係るボランティア等の支援及び総合調整に関する事
<u>市民課</u> <u>税務課</u> <u>環境課</u> <u>会計課</u>	<ul style="list-style-type: none"> 生活必需品の供給体制の整備に関する事 避難者の運送、運送事業者との連絡調整に関する事 廃棄物処理に関する事 遺体の埋葬に関する事 	<u>市民部</u>	<ul style="list-style-type: none"> 生活必需品の供給体制の整備に関する事 避難者の運送、運送事業者との連絡調整に関する事 廃棄物処理に関する事 遺体の埋葬に関する事
		<u>議会事務局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>議会の運営及び議員の連絡調整に関する事</u>

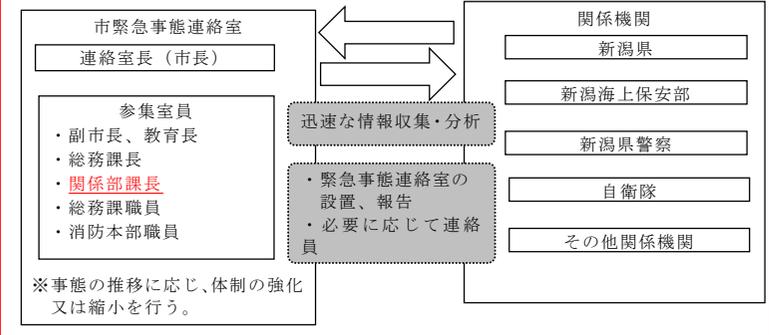
変更後		現行																																			
<u>観光課</u> <u>地域経済振興課</u> <u>農林水産課</u>	<ul style="list-style-type: none"> 観光施設の管理に関すること 観光者の安全確保及び支援体制の整備に関すること 農林水産業用施設の管理、復旧に関すること 	<u>産業観光部</u>	<ul style="list-style-type: none"> 観光施設の管理に関すること 観光者の安全確保及び支援体制の整備に関すること 農林水産業用施設の管理、復旧に関すること 																																		
<u>建設課</u> <u>都市計画課</u>	<ul style="list-style-type: none"> 道路・河川等の管理、復旧に関すること 公共施設の建物整備、復旧に関すること 	<u>都市整備部</u>	<ul style="list-style-type: none"> 道路・河川等の管理、復旧に関すること 公共施設の建物整備、復旧に関すること 																																		
<u>上下水道課</u>	<ul style="list-style-type: none"> 水道・下水道事業による施設の管理、体制整備に関すること 	<u>上下水道部</u>	<ul style="list-style-type: none"> 水道・下水道事業による施設の管理、体制整備に関すること 																																		
<u>学校教育課</u> <u>生涯学習課</u>	<ul style="list-style-type: none"> 児童、生徒の安全確保に関すること 被災児童生徒に対する支援に関すること 市立学校、教育施設に関すること 文化財の保護に関すること 	<u>企画部</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>データ通信網の機能確保に関すること</u> <u>住民に対する警報・避難の指示、緊急通報の内容の伝達及び広報体制の整備に関すること</u> 																																		
<u>消防本部</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>武力攻撃災害への対処に関すること(救急・救助を含む)</u> <u>住民の避難誘導に関すること</u> 	<u>教育委員会</u>	<ul style="list-style-type: none"> 児童、生徒の安全確保に関すること 被災児童生徒に対する支援に関すること 市立学校、教育施設に関すること 文化財の保護に関すること 																																		
※上記に含まれない課は、他課の支援にあたる。		※上記に含まれない部署は、他部署の支援にあたる。																																			
2 職員の参集基準等 ■事態の状況に応じた初動体制の確立		2 職員の参集基準等 ■事態の状況に応じた初動体制の確立																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事態の認定</th> <th>体制の判断基準</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事態認定前</td> <td><u>全課</u>の対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>全課</u>の対応が必要な場合 <u>(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)</u></td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>事態認定後</td> <td>市国民保護対策本部設置の通知がない場合</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>全課</u>の対応が必要な場合 <u>(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)</u></td> <td>②</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合</td> <td>③</td> </tr> </tbody> </table>	事態の認定	体制の判断基準	体制	事態認定前	<u>全課</u> の対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①		<u>全課</u> の対応が必要な場合 <u>(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)</u>	②	事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	①		<u>全課</u> の対応が必要な場合 <u>(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)</u>	②		市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事態の認定</th> <th>体制の判断基準</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事態認定前</td> <td><u>全職員</u>の対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>全職員</u>の対応が必要な場合</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>事態認定後</td> <td>市国民保護対策本部設置の通知がない場合</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>全職員</u>の対応が必要な場合</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合</td> <td>③</td> </tr> </tbody> </table>	事態の認定	体制の判断基準	体制	事態認定前	<u>全職員</u> の対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①		<u>全職員</u> の対応が必要な場合	②	事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	①		<u>全職員</u> の対応が必要な場合	②		市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③
事態の認定	体制の判断基準	体制																																			
事態認定前	<u>全課</u> の対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①																																			
	<u>全課</u> の対応が必要な場合 <u>(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)</u>	②																																			
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	①																																			
	<u>全課</u> の対応が必要な場合 <u>(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)</u>	②																																			
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③																																			
事態の認定	体制の判断基準	体制																																			
事態認定前	<u>全職員</u> の対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①																																			
	<u>全職員</u> の対応が必要な場合	②																																			
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	①																																			
	<u>全職員</u> の対応が必要な場合	②																																			
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③																																			
※①、②の体制を整えるかどうかの判断は、総務課長が行うものとする。		※①、②の体制を整えるかどうかの判断は、総務課長が行うものとする。																																			

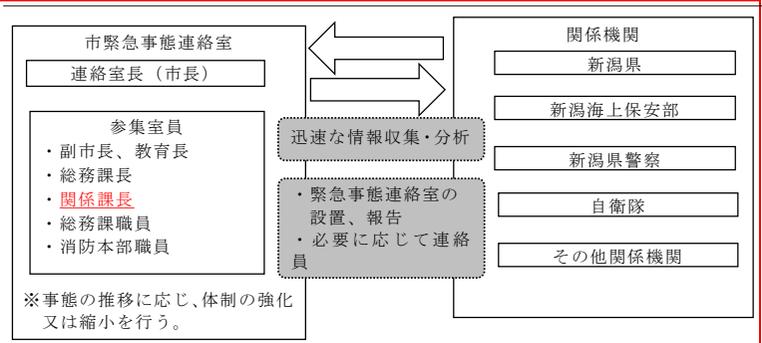
変更後		現行	
4 国民の権利利益の救済に係る手続等 (1) 国民の権利利益の迅速な救済 ■国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧		4 国民の権利利益の救済に係る手続等 (1) 国民の権利利益の迅速な救済 ■国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧	
			担当部署
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事(法第81条第2項)	総務課	総務部
	特定物資の保管命令に関する事(法第81条第3項)	総務課	総務部
	土地等の使用に関する事(法第82条)	総務課	総務部
	応急公用負担に関する事(法第113条第1項・5項)	総務課	総務部
実費弁償 (法第159条2項)	医療の実施の要請等に関する事(法第85条第1・2項)	保健医療課	福祉保健部
損害補償 (法第160条)	医療の実施の要請等によるもの(法第85条第1・2項)	保健医療課	福祉保健部
	国民への協力要請によるもの(法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	総務課	総務部
不服申立てに関する事(法第6条、175条)		該当課	該当部
訴訟に関する事(法第6条、175条)		該当課	該当部
※表中は「法」は国民保護法を指す。		※表中は「法」は国民保護法を指す。	
第4章 情報収集・提供等の体制整備 2 警報等の伝達に必要な準備 (1) 警報の伝達体制の整備 (略) (2) 防災行政無線の整備 (略) <u>(3) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備</u> <u>市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を整備する。</u> (4) 県警察との連携 (略)		第4章 情報収集・提供等の体制整備 2 警報等の伝達に必要な準備 (1) 警報の伝達体制の整備 (略) (2) 防災行政無線の整備 (略) <u>(3) 県警察との連携</u> (略)	

変更後	現行
<p>(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知 (略)</p> <p>(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達 (略)</p> <p>(7) 民間事業者からの協力の確保 (略)</p>	<p>(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知 (略)</p> <p>(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達 (略)</p> <p>(6) 民間事業者からの協力の確保 (略)</p>
<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式</p> <p><u>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、原則として武力攻撃事態等における安否情報の紹介および回答の手続きその他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。</u></p>	<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式</p> <p><u>市は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号又は、様式第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により県に報告する。</u></p> <p><u>なお、収集・報告情報は以下のとおりである。</u></p> <p><u>様式第1号(第1条関係) 安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)</u></p> <p><u>様式第2号(第1条関係) 安否情報収取様式(死亡住民)</u></p> <p><u>様式第3号(第2条関係) 安否情報報告書</u></p>
<p>第5章 研修及び訓練</p> <p>1 研修の実施</p> <p>(2) 職員等の研修機会の確保</p> <p>市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。</p> <p>また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。</p> <p>国民保護ポータルサイト https://www.kokuminhogo.go.jp/ 総務省消防庁ホームページ https://www.fdma.go.jp/</p>	<p>第5章 研修及び訓練</p> <p>1 研修の実施</p> <p>(2) 職員等の研修機会の確保</p> <p>市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。</p> <p>また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。</p> <p>国民保護ポータルサイト http://www.kokuminhogo.go.jp/ 総務省消防庁ホームページ http://www.fdma.go.jp/</p>

変更後	現行
<p>2 訓練の実施</p> <p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防本部、県警察、新潟海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</p>	<p>2 訓練の実施</p> <p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防本部、県警察、新潟海上保安部、自衛隊等との連携を図る。</p>
<p>第6章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅</p>	<p>第6章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅</p>
<p>地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。</p> <p>■市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 市の地図（住宅地図等） （略）</p> <p>○ <u>避難行動要支援者名簿</u></p> </div> <p>(2) 隣接する市町村との連携の確保 （略）</p> <p>(3) 高齢者、障がい者等<u>避難行動要支援者</u>への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用しつつ、<u>避難行動要支援者</u>の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係課を中心とした横断的な「<u>避難行動要支援者</u>支援班」を迅速に設置できるような職員の配置に留意する。</p> <p>※【<u>避難行動要支援者名簿</u>について】 武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、</p>	<p>地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。</p> <p>■市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 市の地図（住宅地図等） （略）</p> <p>○ <u>災害時要援護者のリスト</u></p> </div> <p>(2) 隣接する市町村との連携の確保 （略）</p> <p>(3) 高齢者、障がい者等<u>災害時要援護者</u>への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難支援プラン</u>を活用しつつ、<u>災害時要援護者</u>の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係課を中心とした横断的な「<u>災害時要援護者</u>支援班」を迅速に設置できるような職員の配置に留意する。</p>

変更後	現行																				
<p>自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組として行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。</p> <p>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務付けられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</p> <p>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</p>																					
<p>7 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、<u>施設の収容人数、構造、保有設備等</u>の必要な情報を提供するなど県に協力する。</p> <p>市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p>	<p>7 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、<u>必要な情報を提供</u>するなど県に協力する。</p> <p>市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p>																				
<p>8 生活関連等施設の把握等</p> <p>■生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管<u>県</u>担当部局</p> <table border="1" data-bbox="286 896 1102 997"> <thead> <tr> <th>国民保護法 施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> <th>所管 <u>県</u> 担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管 <u>県</u> 担当部局	(略)					<p>8 生活関連等施設の把握等</p> <p>■生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管<u>兼</u>担当部局</p> <table border="1" data-bbox="1133 896 1939 997"> <thead> <tr> <th>国民保護法 施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> <th>所管 <u>兼</u> 担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管 <u>兼</u> 担当部局	(略)				
国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管 <u>県</u> 担当部局																	
(略)																					
国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管 <u>兼</u> 担当部局																	
(略)																					
<p>第7章 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>1 市における備蓄</p> <p>(1) 防災のための備蓄との関係</p> <p>住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は<u>特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うこと</u>を含め、調達体制を整備する。</p>	<p>第7章 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>1 市における備蓄</p> <p>(1) 防災のための備蓄との関係</p> <p>住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は<u>調達体制を整備する。</u></p>																				

変更後	現行
<p>(3) 県との連携</p> <p>市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。</p> <p>また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。</p> <p>【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】 安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など</p>	<p>(3) 県との連携</p> <p>市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。</p> <p>また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。</p>
<p>第3編 武力攻撃事態等への対処に関する計画</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置</p> <p>(1) 担当部署体制における初動措置</p> <p>市は、武力攻撃災害が発生する恐れがあるとの情報を入手した場合や、発生原因が武力攻撃等によるものか事故災害によるものか確認できない事案が発生した場合など、情報収集等を行う必要があると認められるときは、第2編第1章第1の2で定める参集基準に従い、担当課の職員を直ちに登庁させ、当該事案に関する必要な情報の収集等を行うとともに、関係機関と緊密な情報の共有を行う。</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置</p> <p>(1) 担当部署体制における初動措置</p> <p>市は、武力攻撃災害が発生する恐れがあるとの情報を入手した場合や、発生原因が武力攻撃等によるものか確認できない事案が発生した場合など、情報収集等を行う必要があると認められるときは、第2編第1章第1の2で定める参集基準に従い、担当部署の職員を直ちに登庁させ、当該事案に関する必要な情報の収集等を行うとともに、関係機関と緊密な情報の共有を行う。</p>
<p><u>(2) ①～移動</u></p>	<p>■市緊急事態連絡室の構成等</p>  <p>※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う。</p> <p>※住民からの通報、その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長、幹部職員等に報告するものとする。</p>

変更後	現行
<p>(2) 緊急事態連絡室の設置</p> <p>① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、市緊急事態連絡室を設置する。</p> <p>市緊急事態連絡室は、市対策本部のうち、総務部長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。</p> <p>■市緊急事態連絡室の構成等</p>  <p>※住民からの通報、その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長、幹部職員等に報告するものとする。</p>	<p>(2) 緊急事態連絡室の設置</p> <p>① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、市緊急事態連絡室を設置する。</p> <p>市緊急事態連絡室は、市対策本部のうち、総務部長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。</p>
<p>(5) 市対策本部への移行に要する調整</p> <p>市緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市緊急事態連絡室は廃止する。</p> <p>※【災害対策基本法との関係について】</p> <p>災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部</p>	<p>(5) 市対策本部への移行に要する調整</p> <p>市緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市緊急事態連絡室は廃止する。</p>

変更後	現行
<p><u>長は、市対策本部に移行した旨を市関係課に対し周知徹底する。</u></p> <p><u>市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。</u></p>	
<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(4) 市対策本部の廃止</p> <p>市長は、内閣総理大臣から市対策本部を措置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。</p> <p><u>(5) 市対策本部の組織編制</u></p>	<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(4) 市対策本部の廃止</p> <p>市長は、内閣総理大臣から市対策本部を措置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。</p> <p>市対策本部の組織編制</p>

変更後

現行

(6) 国民保護対策本部及び支部の構成及び任務

■国民保護対策本部 (◎部長、○副部長)

部	所属課等	主な任務
情報総括部 ◎総務課長 ○企画戦略課長	総務課	1 国民保護対策本部の運営、総合調整に関すること 2 <u>避難実施要領の策定に関すること</u> 3 被害報告・応急対策等の情報収集、報告及び記録に関すること 4 自衛隊の要請に関すること 5 他市町村・関係機関・自治会等との連絡調整に関すること 6 防災行政無線の通信統括に関すること 7 警察署、消防署等との連絡調整に関すること 8 避難勧告・避難指示に関すること 9 被災者の救助及び捜索に関すること 10 防災資機材の調達に関すること 11 災害救助法、災害救助条例に関すること 12 部内及び各部の総合調整に関すること 13 公用車の管理に関すること 14 従事職員（応援要員を含む）の配置調整に関すること 15 職員の被災状況の把握に関すること 16 安否情報の収集に関すること。 17 <u>情報通信機器の整備等に関すること</u> 18 <u>市所有の情報システムの機能確保に関すること</u> 19 <u>復旧に関すること</u> 20 特殊標章等の交付に関すること。
	企画戦略課	1 <u>部内の総合調整に関すること</u> 2 <u>各支所・各避難所に対する災害関連情報の提供に関すること</u> 3 <u>災害広報等に関すること</u> 4 <u>報道機関等との連絡調整に関すること</u> 5 <u>全市的な広報及び広聴全般に関すること</u> 6 <u>写真等による災害情報の収集及び記録に関すること</u> 7 <u>市のホームページの更新に関すること</u> 9 <u>公共交通に関すること</u>
	議会事務局	1 市議会との連絡調整に関すること 2 部内の応援

変更後	現行		
国民保護対策本部及び支部の構成及び任務			
■国民保護対策本部（◎部長、○副部長）			
部	所属課等	主な任務	
情報総括部 ◎総務課長 ○ <u>財政課長</u>	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護対策本部の運営、総合調整に関すること 2 被害報告・応急対策等の情報収集、報告及び記録に関すること 3 自衛隊の要請に関すること 4 他市町村・関係機関・自治会等との連絡調整に関すること 5 防災行政無線の通信統括に関すること 6 警察署、消防署等との連絡調整に関すること 7 避難勧告・避難指示に関すること 8 被災者の救助及び捜索に関すること 9 防災資機材の調達に関すること 10 災害救助法、災害救助条例に関すること 11 部内及び各部の総合調整に関すること 12 公用車の管理に関すること 13 従事職員（応援要員を含む）の配置調整に関すること 14 職員の被災状況の把握に関すること 15 消防団の動員及び連絡調整に関すること 16 消防団員の被災状況調査に関すること 17 安否情報の収集に関すること。 18 特殊標章等の交付に関すること。 	
		<u>財政課</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>物資の調達に関すること</u> 2 <u>市有財産の被害調査に関すること</u> 3 <u>災害の予算に関すること</u> 4 <u>支所・避難所からの要請等の受付および処理（各部固有の任務を除く）に関すること</u> 5 <u>部内の応援</u>
		議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会との連絡調整に関すること 2 部内の応援
		<u>選管事務局</u> <u>監査事務局</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>部内の応援</u>

変更後			現行
<u>(削除)</u>			
市民部 ◎市民課長 ○税務課長	市民課	1 部内の総合調整に関すること 2 生活必需品及びその他の物資・資機材の調達供給に関すること 3 被災証明書の交付に関すること 4 交通の安全確保及び緊急輸送に関すること 5 避難所避難者名簿のデータ作成に関すること 6 安否確認システムに関すること 7 住民からの相談等の受付および処理に関すること 8 死者・行方不明者名簿の作成に関すること 9 <u>自治会等との連携調整に関すること</u>	
	税務課	1 家屋等の被害状況調査に関すること 2 被災者名簿の作成に関すること 3 被災者に対する市税及び介護保険料の納税猶予、納期限の延長及び減免に関すること 4 各種申請統一窓口に関すること 5 被災証明書の発行に関すること 6 部内の応援	
	環境課	1 廃棄物（ゴミ、し尿）の収集、運搬及び処理に関すること 2 災害廃棄物処理に関すること 3 仮設トイレの設置に関すること 4 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること 5 部内の応援	
	会計課	1 <u>義援金、見舞金等の管理に関すること</u> 2 <u>災害活動に関する会計事務に関すること</u> 3 <u>被災者に対する納期限の延長に関わる指定金融機関との調整に関すること</u> 4 <u>部内の応援</u>	

変更後	現行		
	<p>総務部</p> <p>◎政策推進課長 ○自治振興課長</p>	<p>政策推進課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の総合調整に関すること 2 各支所・各避難所に対する災害関連情報の提供に関すること 3 災害広報等に関すること 4 報道機関等との連絡調整に関すること 5 全市的な広報及び広聴全般に関すること 6 写真等による災害情報の収集及び記録に関すること 7 市のホームページの更新に関すること 8 情報通信機器の整備等に関すること 9 市所有の情報システムの機能確保に関すること
	<p>自治振興課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 自治会等との連携調整に関すること 2 公共交通に関すること 3 部内の応援 	
	<p>会計課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金、見舞金等の管理に関すること 2 災害活動に関する会計事務に関すること 3 被災者に対する納期限の延長に関わる指定金融機関との調整に関すること 4 部内の応援 	
	<p>市民部</p> <p>◎市民課長 ○税務課長</p>	<p>税務課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 家屋等の被害状況調査に関すること 2 被災者名簿の作成に関すること 3 被災者に対する市税及び介護保険料の納税猶予、納期限の延長及び減免に関すること 4 各種申請統一窓口に関すること 5 り災証明書の発行に関すること 6 部内の応援
		<p>市民課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の総合調整に関すること 2 生活必需品及びその他の物資・資機材の調達供給に関すること 3 被災証明書の交付に関すること 4 交通の安全確保及び緊急輸送に関すること 5 避難所避難者名簿のデータ作成に関すること 6 安否確認システムに関すること 7 住民からの相談等の受付および処理に関すること 8 死者・行方不明者名簿の作成に関すること
		<p>環境課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物（ゴミ、し尿）の収集、運搬及び処理に関すること 2 災害廃棄物処理に関すること 3 仮設トイレの設置に関すること 4 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること 5 部内の応援

変更後			現行
福祉部 ◎福祉課長 ○保健医療課長	福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の総合調整に関すること 2 避難所開設の指示及び管理の総括に関すること、及び支部で開設する避難所の応援に関すること 3 社会福祉協議会との連絡及び協力要請に関すること 4 生活保護世帯、身体障がい者等の被害状況調査及び援護に関すること 5 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること 6 被災者に対する福祉相談に関すること 7 災害弔慰金等の支給に関すること 8 災害援護資金その他の生業資金の貸付に関すること 9 義援金の配分調整及び給付に関すること 10 被災者生活再建支援金に関すること 11 被災者の医療費助成に係る所得制限の撤廃に関すること 12 各種申請統一窓口の設置に関すること 13 ボランティアセンターの支援等に関すること 14 難病認定者、精神障がい者等の援護に関すること 	
	保健医療課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること 2 被災者に対する介護保険料の納付猶予、納期限の延長及び減免に関すること 3 医療救護本部の設置に関すること 4 重軽傷者名簿の作成に関すること 5 保健衛生用資機材の調達に関すること 6 防疫用資機材及び防疫用薬剤に関すること 7 医師会との連絡調整及び協力要請等に関すること 8 保健医療情報の収集に関すること 9 保健衛生活動の実施に関すること 10 被災者に対する栄養指導に関すること 11 被災者の精神保健指導に関すること 12 被災世帯訪問による被災状況の把握及び相談・支援に関すること 13 部内の応援 	

変更後	現行		
	福祉部 ◎福祉課長 ○保健医療課長	福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の総合調整に関すること 2 避難所開設の指示及び管理の総括に関すること 3 <u>保育実施の是非の決定に関すること</u> 4 <u>児童の安全対策の実施に関すること</u> 5 社会福祉協議会との連絡及び協力要請に関すること 6 <u>保育児童の被災状況調査に関すること</u> 7 <u>被災した児童の保護・援護に関すること</u> 8 生活保護世帯、身体障がい者等の被害状況調査及び援護に関すること 9 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること 10 被災者に対する福祉相談に関すること 11 災害弔慰金等の支給に関すること 12 災害援護資金その他の生業資金の貸付に関すること 13 義援金の配分調整及び給付に関すること 14 被災者生活再建支援金に関すること 15 <u>被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免に関すること</u> 16 被災者の医療費助成に係る所得制限の撤廃に関すること 17 各種申請統一窓口の設置に関すること 18 ボランティアセンターの支援等に関すること 19 難病認定者、精神障がい者等の援護に関すること
		保健医療課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること 2 被災者に対する介護保険料の納付猶予、納期限の延長及び減免に関すること 3 医療救護本部の設置に関すること 4 重軽傷者名簿の作成に関すること 5 保健衛生用資機材の調達に関すること 6 防疫用資機材及び防疫用薬剤に関すること 7 医師会との連絡調整及び協力要請等に関すること 8 保健医療情報の収集に関すること 9 保健衛生活動の実施に関すること 10 被災者に対する栄養指導に関すること 11 被災者の精神保健指導に関すること 12 被災世帯訪問による被災状況の把握及び相談・支援に関すること 13 部内の応援

変更後		現行
介護高齢課	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者の援護に関する事 2 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事 3 被災者の入浴支援に関する事 4 福祉避難所開設の指示及び管理の総括に関する事 5 部内の応援 	
こども課	<ul style="list-style-type: none"> 1 <u>保育実施の是非の決定に関する事</u> 2 <u>児童の安全対策の実施に関する事</u> 3 <u>保育児童の被災状況調査に関する事</u> 4 <u>被災した児童の保護・援護に関する事</u> 5 <u>被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免に関する事</u> 6 部内の応援 	
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の総合調整に関する事 2 <u>所管公共施設の避難所の開設及び施設管理支援に関する事</u> 3 <u>所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事</u> 4 <u>授業継続の是非に関する事</u> 5 <u>児童・生徒の安全対策に関する事</u> 6 <u>各校の単位PTA等教育関係団体への協力要請及び連絡調整に関する事</u> 7 <u>児童・生徒及び教職員の被災状況調査に関する事</u> 8 <u>応急教育の実施に関する事</u> 9 <u>教科書及び学用品の供給に関する事</u> 10 <u>炊き出しの実施等による食料の調達及び供給に関する事</u> 	
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 1 <u>所管公共施設避難所の開設及び施設管理支援に関する事</u> 2 <u>所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事</u> 3 <u>文化財の被害状況調査及び応急措置の指導に関する事</u> 4 部内の応援 	
財政課	<ul style="list-style-type: none"> 1 <u>物資の調達に関する事</u> 2 <u>市有財産の被害調査に関する事</u> 3 <u>災害の予算に関する事</u> 4 <u>支所・避難所からの要請等の受付および処理（各部固有の任務を除く）に関する事</u> 5 部内の応援 	
選管事務局 監査事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の応援 	

変更後	現行		
		介護高齢課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者の援護に関する事 2 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事 3 被災者の入浴支援に関する事 4 福祉避難所開設の指示及び管理の総括に関する事 5 部内の応援

変更後			現行
経済部 ◎農林水産課長 ○ <u>地域経済振興課長</u>	農林水産課 農業委員会	1 部内の総合調整に関すること 2 農林水産、治山施設等被害状況調査及び応急対策に関すること 3 農林水産業の被害状況調査及び応急対策に関すること 4 関係機関・団体との連絡調整に関すること 5 家畜の防疫、死亡獣畜の処理に関すること 6 農林漁業制度資金金融の斡旋指導に関すること 7 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること	
	<u>地域経済振興課</u>	<u>1 商工施設及び商品等の被害調査に関すること</u> <u>2 商工業者の復興対策並びに融資に関すること</u> <u>3 避難所となる商工施設の利用供与に関すること</u> <u>4 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること</u> <u>5 所管公共施設利用者の安全確保に関すること</u> <u>6 部内の応援</u>	
	<u>観光課</u>	<u>1 観光施設の災害予防並びに復旧に関すること</u> <u>2 観光業者の復興対策並びに融資に関すること</u> <u>3 観光客等の安全確保に関すること</u> <u>4 避難所となる観光施設の利用供与に関すること</u> <u>5 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること</u> <u>6 部内の応援</u>	
<u>建設部</u> ◎建設課長 ○都市計画課長	建設課	1 部内の総合調整に関すること 2 道路・土木施設に係る被害調査及び復旧に関すること 3 障害物の除去に関すること 4 水防、砂防に関すること 5 建設業者との連絡調整に関すること 6 応急対策用資機材の調達に関すること	
	都市計画課	1 公営住宅入居者の安全確保に関すること 2 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること 3 被害住宅復興資金に関すること 4 応急危険度判定に関すること 5 住宅被災者の公営住宅への特例入居に関すること 6 応急仮設住宅建設に関すること 7 住宅金融公庫融資の斡旋指導に関すること 8 部内の応援	

変更後	現行		
経済部 ◎農林水産課長 ○商工観光課長	農林水産課 農業委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の総合調整に関すること 2 農林水産、治山施設等被害状況調査及び応急対策に関すること 3 農林水産業の被害状況調査及び応急対策に関すること 4 関係機関・団体との連絡調整に関すること 5 家畜の防疫、死亡獣畜の処理に関すること 6 農林漁業制度資金金融の斡旋指導に関すること 7 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること 	
	商工観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工施設及び商品等の被害調査に関すること 2 観光施設の災害予防並びに復旧に関すること 3 商工観光業者の復興対策並びに融資に関すること 4 観光客等の安全確保に関すること 5 避難所となる商工観光施設の利用供与に関すること 6 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること 7 部内の応援 	
都市整備部 ◎建設課長 ○都市計画課長	建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の総合調整に関すること 2 道路・土木施設に係る被害調査及び復旧に関すること 3 障害物の除去に関すること 4 水防、砂防に関すること 5 建設業者との連絡調整に関すること 6 応急対策用資機材の調達に関すること 	
	都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公営住宅入居者の安全確保に関すること 2 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること 3 被害住宅復興資金に関すること 4 応急危険度判定に関すること 5 住宅被災者の公営住宅への特例入居に関すること 6 応急仮設住宅建設に関すること 7 住宅金融公庫融資の斡旋指導に関すること 8 部内の応援 	

変更後			現行
上下水道部 ◎ <u>上下水道課長</u> ○ <u>上下水道課長の次の職階にあるもの</u>	<u>上下水道課</u>	<u>1 所管公共施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること</u> <u>2 処理施設及び排水施設の管理及び運転に関すること</u> <u>3 飲料水の確保及び供給に関すること</u> <u>4 飲料水の水質管理に関すること</u> <u>5 被災者に対する使用料の徴収猶予、納期限の延長及び減免に関すること</u>	
<u>(削除)</u>			
消防部 ◎消防長 ○消防本部次長	消防本部 消防署	<u>1 武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む）</u> <u>2 住民等の避難誘導に関すること</u> <u>3 防災資機材の調達及び供給に関すること</u> <u>4 危険区域の警戒パトロールに関すること</u> <u>5 新潟県広域消防相互応援協定に基づく消防応援隊の出動要請等に関すること</u> <u>6 緊急消防援助隊の出動要請に関すること</u> <u>7 防災ヘリコプター及び新潟県ドクターヘリコプターの出動要請に関すること</u> <u>8 火災、災害等速報要領に基づく関係機関への連絡に関すること</u> <u>9 搬送者名簿の作成に関すること</u> <u>10 行方不明者の捜索に関すること</u> <u>11 危険物製造所等の事故調査に関すること</u> <u>12 消防職員の被災状況調査に関すること</u> <u>13 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること</u> <u>14 消防団の動員及び連絡調整に関すること</u> <u>15 消防団員の被災状況調査に関すること</u>	
[備考] 1 本部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表の担当事務にかかわらず <u>部</u> を重点的に配置換えすることができる。 2 各部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表の担当事務にかかわらず部内を配置換えすることができる。 3 本部長は、必要があると認めるときは、現地対策本部を設置することができる。			

変更後	現行		
	上下水道部 ◎下水道課長 ○水道局長	<u>下水道課</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>部内の総合調整に関すること</u> 2 <u>所管公共施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること</u> 3 <u>排水施設の管理及び運転に関すること</u>
		<u>水道局</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>所管公共施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること</u> 2 <u>飲料水の確保及び供給に関すること</u> 3 <u>飲料水の水質管理に関すること</u> 4 <u>被災者に対する使用料の徴収猶予、納期限の延長及び減免に関すること</u> 5 <u>部内の応援</u>
	<u>教育部</u> ◎学校教育課 ○生涯学習課	<u>学校教育課</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>部内の総合調整に関すること</u> 2 <u>所管公共施設の避難所の開設及び施設管理支援に関すること</u> 3 <u>所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること</u> 4 <u>授業継続の是非に関すること</u> 5 <u>児童・生徒の安全対策に関すること</u> 6 <u>各校の単位PTA等教育関係団体への協力要請及び連絡調整に関すること</u> 7 <u>児童・生徒及び教職員の被災状況調査に関すること</u> 8 <u>応急教育の実施に関すること</u> 9 <u>教科書及び学用品の供給に関すること</u> 10 <u>炊き出しの実施等による食料の調達及び供給に関すること</u>
		<u>生涯学習課</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>所管公共施設避難所の開設及び施設管理支援に関すること</u> 2 <u>所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること</u> 3 <u>文化財の被害状況調査及び応急措置の指導に関すること</u> 4 <u>部内の応援</u>
	消防部 ◎消防長 ○消防本部次長	消防本部 消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>救助・救急活動に関すること</u> 2 <u>防災資機材の調達及び供給に関すること</u> 3 <u>危険区域の警戒パトロールに関すること</u> 4 <u>新潟県広域消防相互応援協定に基づく消防応援隊の出動要請等に関すること</u> 5 <u>緊急消防援助隊の出動要請に関すること</u> 6 <u>防災ヘリコプターの出動要請に関すること</u> 7 <u>火災、災害等速報要領に基づく関係機関への連絡に関すること</u> 8 <u>搬送者名簿の作成に関すること</u> 9 <u>行方不明者の捜索に関すること</u> 10 <u>危険物製造所等の事故調査に関すること</u> 11 <u>職員の被災状況調査に関すること</u> 12 <u>所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること</u>
<p>[備考]</p> <p>1 本部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表の担当事務にかかわらず<u>部班</u>を重点的に配置換えすることができる。</p> <p>2 各部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表の担当事務にかかわらず<u>部内</u>の<u>班</u>を配置換えすることができる。</p> <p>3 本部長は、必要があると認めるときは、現地対策本部を設置することができる。</p>			

変更後	現行																																				
<p>(7) 市対策本部における広報等</p> <p>④ その他関係する報道機関</p> <p>■ 関係報道機関一覧</p> <table border="1" data-bbox="353 296 1115 847"> <thead> <tr> <th>名 称 (所在地)</th> <th>連 絡 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NHK新潟放送局 (新潟市中央区川岸町1-49)</td> <td>TEL:025-265-1141 FAX:025-265-1145</td> </tr> <tr> <td>B S N新潟放送, ラジオ (新潟市中央区川岸町3-18)</td> <td>TEL:025-267-3469 FAX:025-267-5810</td> </tr> <tr> <td>N S T新潟総合テレビ (新潟市中央区八千代2-3-1)</td> <td>TEL:025-249-8900 FAX:025-249-8881</td> </tr> <tr> <td>T e N Y : テレビ新潟放送網 (新潟市中央区新光町1-11)</td> <td>TEL:025-283-8152 FAX:025-283-8159</td> </tr> <tr> <td>U X : 新潟テレビ21 (新潟市中央区下大川前通2230-19)</td> <td>TEL:025-223-7009 FAX:025-223-8628</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>エフエムラジオ新潟 (新潟市中央区幸西4-3-5)</td> <td>TEL:025-246-2314 FAX:025-245-3399</td> </tr> <tr> <td>新潟日報社村上支局 (村上市南町2-12-2)</td> <td>TEL:0254-53-2233 FAX:0254-53-2883</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 市現地対策本部の設置 (略)</p> <p>(9) 現地調整所の設置 (略)</p>	名 称 (所在地)	連 絡 先	NHK新潟放送局 (新潟市中央区川岸町1-49)	TEL:025-265-1141 FAX:025-265-1145	B S N新潟放送, ラジオ (新潟市中央区川岸町3-18)	TEL:025-267-3469 FAX:025-267-5810	N S T新潟総合テレビ (新潟市中央区八千代2-3-1)	TEL:025-249-8900 FAX:025-249-8881	T e N Y : テレビ新潟放送網 (新潟市中央区新光町1-11)	TEL:025-283-8152 FAX:025-283-8159	U X : 新潟テレビ21 (新潟市中央区下大川前通2230-19)	TEL:025-223-7009 FAX:025-223-8628	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	エフエムラジオ新潟 (新潟市中央区幸西4-3-5)	TEL:025-246-2314 FAX:025-245-3399	新潟日報社村上支局 (村上市南町2-12-2)	TEL:0254-53-2233 FAX:0254-53-2883	<p>(4) 市対策本部における広報等</p> <p>④ その他関係する報道機関</p> <p>■ 関係報道機関一覧</p> <table border="1" data-bbox="1198 296 1960 858"> <thead> <tr> <th>名 称 (所在地)</th> <th>連 絡 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NHK新潟放送局 (新潟市中央区川岸町1-49)</td> <td>TEL:025-265-1141 FAX:025-265-1145</td> </tr> <tr> <td>B S N新潟放送, ラジオ (新潟市中央区川岸町3-18)</td> <td>TEL:025-267-3469 FAX:025-267-5810</td> </tr> <tr> <td>N S T新潟総合テレビ (新潟市中央区八千代2-3-1)</td> <td>TEL:025-249-8900 FAX:025-249-8881</td> </tr> <tr> <td>T e N Y : テレビ新潟放送網 (新潟市中央区新光町1-11)</td> <td>TEL:025-283-8152 FAX:025-283-8159</td> </tr> <tr> <td>U X : 新潟テレビ21 (新潟市中央区下大川前通2230-19)</td> <td>TEL:025-223-7009 FAX:025-223-8628</td> </tr> <tr> <td><u>新潟県民エフエム放送 (新潟市中央区万代2-1-1)</u></td> <td><u>TEL:025-240-0079 FAX:025-246-5185</u></td> </tr> <tr> <td>エフエムラジオ新潟 (新潟市中央区幸西4-3-5)</td> <td>TEL:025-246-2314 FAX:025-245-3399</td> </tr> <tr> <td>新潟日報社村上支局 (村上市南町2-12-2)</td> <td>TEL:0254-53-2233 FAX:0254-53-2883</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 市現地対策本部の設置 (略)</p> <p>(6) 現地調整所の設置 (略)</p>	名 称 (所在地)	連 絡 先	NHK新潟放送局 (新潟市中央区川岸町1-49)	TEL:025-265-1141 FAX:025-265-1145	B S N新潟放送, ラジオ (新潟市中央区川岸町3-18)	TEL:025-267-3469 FAX:025-267-5810	N S T新潟総合テレビ (新潟市中央区八千代2-3-1)	TEL:025-249-8900 FAX:025-249-8881	T e N Y : テレビ新潟放送網 (新潟市中央区新光町1-11)	TEL:025-283-8152 FAX:025-283-8159	U X : 新潟テレビ21 (新潟市中央区下大川前通2230-19)	TEL:025-223-7009 FAX:025-223-8628	<u>新潟県民エフエム放送 (新潟市中央区万代2-1-1)</u>	<u>TEL:025-240-0079 FAX:025-246-5185</u>	エフエムラジオ新潟 (新潟市中央区幸西4-3-5)	TEL:025-246-2314 FAX:025-245-3399	新潟日報社村上支局 (村上市南町2-12-2)	TEL:0254-53-2233 FAX:0254-53-2883
名 称 (所在地)	連 絡 先																																				
NHK新潟放送局 (新潟市中央区川岸町1-49)	TEL:025-265-1141 FAX:025-265-1145																																				
B S N新潟放送, ラジオ (新潟市中央区川岸町3-18)	TEL:025-267-3469 FAX:025-267-5810																																				
N S T新潟総合テレビ (新潟市中央区八千代2-3-1)	TEL:025-249-8900 FAX:025-249-8881																																				
T e N Y : テレビ新潟放送網 (新潟市中央区新光町1-11)	TEL:025-283-8152 FAX:025-283-8159																																				
U X : 新潟テレビ21 (新潟市中央区下大川前通2230-19)	TEL:025-223-7009 FAX:025-223-8628																																				
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																				
エフエムラジオ新潟 (新潟市中央区幸西4-3-5)	TEL:025-246-2314 FAX:025-245-3399																																				
新潟日報社村上支局 (村上市南町2-12-2)	TEL:0254-53-2233 FAX:0254-53-2883																																				
名 称 (所在地)	連 絡 先																																				
NHK新潟放送局 (新潟市中央区川岸町1-49)	TEL:025-265-1141 FAX:025-265-1145																																				
B S N新潟放送, ラジオ (新潟市中央区川岸町3-18)	TEL:025-267-3469 FAX:025-267-5810																																				
N S T新潟総合テレビ (新潟市中央区八千代2-3-1)	TEL:025-249-8900 FAX:025-249-8881																																				
T e N Y : テレビ新潟放送網 (新潟市中央区新光町1-11)	TEL:025-283-8152 FAX:025-283-8159																																				
U X : 新潟テレビ21 (新潟市中央区下大川前通2230-19)	TEL:025-223-7009 FAX:025-223-8628																																				
<u>新潟県民エフエム放送 (新潟市中央区万代2-1-1)</u>	<u>TEL:025-240-0079 FAX:025-246-5185</u>																																				
エフエムラジオ新潟 (新潟市中央区幸西4-3-5)	TEL:025-246-2314 FAX:025-245-3399																																				
新潟日報社村上支局 (村上市南町2-12-2)	TEL:0254-53-2233 FAX:0254-53-2883																																				
<p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、<u>運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</u></p> <p><u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力を努める。</u></p>	<p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、<u>国・県の現地対策本部が武力攻撃事態等(緊急対処事態)合同対策協議会を開催する場合は、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力を努める。</u></p>																																				

変更後	現行
<p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>(1) 市長が行う派遣要請の求め等</p> <p>市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。</p> <p>また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該市町村の協議会委員たる隊員を通じて、<u>陸上自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする東部方面総監、海上自衛隊にあつては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。</u></p> <p>要請を行う場合は、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が緊迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話により行う。</p>	<p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>(1) 市長が行う派遣要請の求め等</p> <p>市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。</p> <p>また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該市町村の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊東部方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。</p> <p>要請を行う場合は、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が緊迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話により行う。</p>
<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>1 警報の伝達等</p> <p>(1) 警報の内容の伝達</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>1 警報の伝達等</p> <p>(2) 警報の内容の伝達</p>
<p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容は、<u>緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方港故郷団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</u></p> <p>① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 （略）</p> <p>② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合</p> <p>この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。</p> <p>なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。</p> <p><u>また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。</u></p>	<p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容の<u>伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</u></p> <p>① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 （略）</p> <p>② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合</p> <p>この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。</p> <p>なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。</p>

変更後	現行
<p><u>※ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p>	
<p>(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>この場合において、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>避難行動要支援者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>また、市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p>	<p>(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>この場合において、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>災害時要援護者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>また、市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p>
<p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>避難行動要支援者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用するなど、<u>避難行動要支援者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>災害時要援護者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で<u>避難支援プラン</u>を活用するなど、<u>災害時要援護者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>
<p>第5章 避難住民の誘導等</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) 避難実施要領の策定</p> <p>(略)</p> <p>県計画における「市町村の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目（以下は、県国民保護計画の記載項目）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位</p> <p>(略)</p> <p><u>(2)</u> 避難実施要領の策定の際における考慮事項</p> <p>① 避難の指示の内容の確認(地域毎の避難の時期、優先度、避</p>	<p>第5章 避難住民の誘導等</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) 避難実施要領の策定</p> <p>(略)</p> <p>県計画における「市町村の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目（以下は、県国民保護計画の記載項目）</p> <p><u>(2) 避難実施要領の項目及び策定の際の留意事項</u></p> <p>① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位</p> <p>(略)</p> <p><u>(3)</u> 避難実施要領の策定の際における考慮事項</p> <p>① 避難の指示の内容の確認(地域毎の避難の時期、優先度、避</p>

変更後	現行
<p>難の形態) (略)</p> <p>⑥ <u>避難行動要支援者</u>の避難方法の決定(<u>避難行動要支援者名簿</u>、<u>避難行動要支援者</u>支援班の設置)</p> <p>(3) 避難実施要領の内容の伝達等</p>	<p>難の形態) (略)</p> <p>⑥ <u>要援護者</u>の避難方法の決定(<u>避難支援プラン</u>、<u>災害時要援護者</u>支援班の設置)</p> <p>(4) 避難実施要領の内容の伝達等</p>
<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(2) <u>消防機関</u>の活動</p> <p><u>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</u></p> <p>消防団は消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、<u>自主防災組織、自治会等</u>と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p>	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(2) <u>消防団</u>の活動</p> <p>_____</p> <p>消防団は消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、<u>自主防災組織自治会等</u>と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p>
<p>(6) 高齢者、障がい者等及び外国人への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障がい者等及び外国人の避難を万全に行うため、<u>避難行動要支援者</u>支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、<u>避難行動要支援者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする(「<u>避難行動要支援者名簿</u>」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員・児童委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある)。</p> <p>また、外国人の避難についても、言葉や習慣等を配慮し、的確な対応を図るよう留意することとする。</p>	<p>(6) 高齢者、障がい者等及び外国人への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障がい者等及び外国人の避難を万全に行うため、<u>災害時要援護者</u>支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、<u>災害時要援護者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p> <p>_____</p> <p>また、外国人の避難についても、言葉や習慣等を配慮し、的確な対応を図るよう留意することとする。</p>

変更後	現行
<p>(7) 観光施設及び大規模集客施設等における避難</p> <p>市長は、観光施設及び大規模集客施設<u>や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置原活に実施できるような必要な対策をとる。</u></p> <p>また、観光施設及び大規模集客施設等を往来する人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるように、施設管理者等と連携を緊密にして市広報車両による情報伝達のほか、関係機関等に協力を依頼するなどして、多様な手段を活用した情報伝達体制の強化に協力する。</p>	<p>(7) 観光施設及び大規模集客施設等における避難</p> <p>市長は、観光施設及び大規模集客施設<u>にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、施設管理者等に対して、危機管理・自主防災などの備えの見直し、強化を要請するとともに、必要に応じて指導、助言を行う。</u></p> <p>また、観光施設及び大規模集客施設等を往来する人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるように、施設管理者等と連携を緊密にして市広報車両による情報伝達のほか、関係機関等に協力を依頼するなどして、多様な手段を活用した情報伝達体制の強化に協力する。</p>
<p>弾道ミサイルによる攻撃の場合</p> <p>① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。</p> <p>実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物等の施設に避難することとなる。</p> <p>② (略)</p> <p><u>※ 弾道ミサイル攻撃においては、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</u></p> <p><u>このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要</u></p>	<p>弾道ミサイルによる攻撃の場合</p> <p>① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。</p> <p>実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物等の施設に避難することとなる。</p> <p>② (略)</p>

変更後	現行
<p><u>がある。</u></p> <p>第6章 救援</p> <p>1 救援の実施</p> <p>(2) 救援の補助</p> <p>市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。</p> <p><u>※【着上陸侵攻への対応】</u></p> <p><u>大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻に係る救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。</u></p>	<p>第6章 救援</p> <p>1 救援の実施</p> <p>(2) 救援の補助</p> <p>市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。</p> <hr/>
<p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年厚生労働省告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年厚生労働省告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>

変更後	現行
<p>第7章 安否情報の収集・提供</p> <p>2 県に対する報告</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、<u>安否情報システムを使用する</u>。システムが利用できない場合は、<u>安否情報省令第2条に規定する</u>様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	<p>第7章 安否情報の収集・提供</p> <p>2 県に対する報告</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、<u>安否情報省令第2条に規定する様式第3号（資料編に記載）の内容を安否システムとして利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合は、</u>様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>
<p>第9章 応急措置等</p> <p>4 消防に関する措置等</p> <p>(2) <u>消防機関</u>の活動</p> <p>市長は、武力攻撃災害から市民等を保護するため、消防職員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消防本部に対し、国民保護法、消防法、消防組織法その他の法令に基づく消防活動、救助活動等を通じた武力攻撃災害の防除・軽減を要請する。</p> <p><u>この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長、消防署長又は分署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。</u></p>	<p>第9章 応急措置等</p> <p>4 消防に関する措置等</p> <p>(2) <u>消防団</u>の活動</p> <p>市長は、武力攻撃災害から市民等を保護するため、消防職員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消防本部に対し、国民保護法、消防法、消防組織法その他の法令に基づく消防活動、救助活動等を通じた武力攻撃災害の防除・軽減を要請する。</p> <p><u>また、消防団は保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。</u></p>
<p>第11章 NBC攻撃による災害への対処等</p> <p>1 NBC攻撃による災害への対処</p> <p>② 生物剤による攻撃の場合</p> <p>市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第11章 NBC攻撃による災害への対処等</p> <p>1 NBC攻撃による災害への対処</p> <p>② 生物剤による攻撃の場合</p> <p>市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。</p> <p><u>なお、天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。</u></p> <p><u>生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当課と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等</u></p>

変更後	現行
	<u>サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。</u>
第4編 <u>復旧に関する計画等</u>	第4編 <u>復旧等</u>